

01
確定

2023年10/12 (木)
文部科学省が
有識者らで作る宗教法人審議会開催。

02
確定

2023年10/13 (金)
政府が旧統一教会に対して
東京地裁に解散命令請求を実施。

03
確定

2025年3月25日 (火)
東京地裁が旧統一協会に対して
解散命令の決定。

解散命令に応じない

旧統一教会の即時抗告による
東京高裁での審理継続
⇒2025年11月21日審理終結

東京高裁による解散命令の決定

旧統一教会の即時抗告による
最高裁での審理継続

財産保全特例法が成立済、および
教団を「指定宗教法人」に認定済

被害者賠償請求に応じる債務確定
※弁済のための清算法人の設立



宗教法人としての解散には
応じても、別の形で存続する
可能性がある

既存建物の解体が2024年
6月に終了し、宙ぶらりんな
状態になっている



POINT

土地に居座った場合の対策を
新たに考える必要性が残る

え!!

解散命令請求が出たから
もう問題は解決したんじゃないの?

まだまだ終わらない

今後の課題

「被害者救済特例法」第10条

指定宗教法人が不動産の処分、
担保の提供を行う際に、少なく
とも1ヶ月前に所轄庁に通知さ
れ、公告が行われる。

誰が購入する
のか? 企業?
それとも...

多摩市の土地の売却は どうなるのか?



跡地が
多摩市の
まちづくりに
寄与する
可能性は?

教団側
売却益が教団
被害者への補償に
正しく使われる
必要性!

高裁の状況

2025年3月25
日より、旧統一教会
の解散について、地
裁より審理を継続。
⇒11月21日審理終結



最新情報

財産流出抑止のための特例法

- ▶ 2023/12月成立
- ▶ 弁明を求める通知
- ▶ 教団から弁明
- ▶ 宗教法人審議会に諮問
- ▶ 「指定宗教法人」に指定。

韓国 韓鶴子総裁 逮捕→起訴!

韓国の特別検察官は、2025年9月
23日、以下の4つの容疑で世界平
和統一家庭連合(旧統一教会)総
裁の韓鶴子容疑者を逮捕しました。
韓総裁を逮捕、起訴した特別検察
チーム(特検)の起訴状では、容
疑は政治資金法違反、不正請託禁
止法違反、特定経済犯罪加重処罰
法違反(業務上横領)、証拠隠滅教
唆など4件。



永山に建物が建つことの意味は 400名の修練施設ができること

多摩で信者を定着
させ、新しい信者
を獲得する、そし
て、資金を獲得す
るのが目的です。

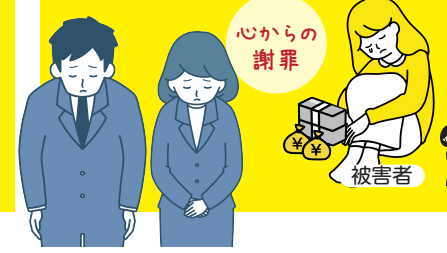


多摩市でも、市民や学生をター
ゲットにした布教活動や勧誘活動
が深刻化します。
市民や家族の分断も発生!

旧統一教会の修練施設建設
全国規模で被害者が増えます。

「多摩市に建てさせなければ終わり」 ではない! 教団被害者の救済が必要

多摩市の土地は、教団所有地とし
て最大の面積があり、傘下の団体
へ売却される恐れがあります。
永山7丁目の土地の売却代金は教
団被害者の救済のために充てられ
ることを強く願っています!



現地の現状

前の所有者の建物が解体され、更地
になったままです。



私たち多摩市民は旧統一教会の
布教活動、勧誘活動を
許しません!

当会は、旧統一教会の
監視を続けます。

